

※現在、お取扱いを休止しております。

ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認のうえ、大切

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 保険の特徴としくみについて
- 健康状態や職業などの告知について
- 年金・給付金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

本書面はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことから、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

明治安田生命の個人情報のお取扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。
- お客さまが「銀行等保険募集制限先」*に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合には保険募集を行わない場合があります。
- お客さまが資金の融資を申込み中である場合は、お客さまおよびその密接関係者*に対して保険募集を行いません。
*詳細につきましては募集代理店にご確認ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-662-332

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

募I-1600061総代理 BK-YN02N

家族への想い+介護への備え



5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険



特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」で構成されております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

※現在、お取扱いを休止しております。

商品 パンフレット

はじめにご確認ください。

1. この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**であり、預金とは異なります。

2. この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、**書面により**お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

※明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、この取扱いはできません。

3. 解約返戻金について

この商品を解約された場合の解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等により異なります。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金は**一時払保険料を下回ります**。

入院中の方を被保険者とするご契約はお申込みいただけません。

主な取扱内容

被保険者の契約年齢 (保険年齢)*1 範囲	40歳～80歳 ※ただし、満40歳未満の方はご加入いただけません。 ※市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります。
介護終身年金年額範囲	12万円～1,000万円(1万円単位)*2
うち告知書扱の 年金年額範囲	40歳～49歳：12万円～200万円(1万円単位)*2 50歳～60歳：12万円～100万円(1万円単位)*2 61歳～80歳：12万円～50万円(1万円単位)*2
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱)
介護終身年金年額の 増額・減額	増額：取り扱いません 減額：取り扱います

*1 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
【例】1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。

*2 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は上記金額までご加入いただけません。



相続税対策の
ために **のこす**



長年つれそった
奥さまのために **のこす**



かわいい子ども・孫の
ために **のこす**

のこす と **そなえる**

どちらが必要になっても対応できる保険

家族への想い+介護への備え



5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険



介護サービスの
自己負担に **そなえる**



長期間にわたる
介護に **そなえる**



介護リフォーム費用の
自己負担に **そなえる**

※現在、お取扱いを休止しております。

万一の死亡保障と介護保障を1つの保険で。

ご家族に のこす お金

まとまった資金を
できるだけ多く、
スムーズな形で
ご家族にのこしたい。
相続対策をお考えの方。



生命保険は相続対策に税制メリットがあり、多くの方に選ばれています。

◎死亡保険金(給付金)を一時金で受け取る場合、生命保険の非課税枠を活用できます。

(例)法定相続人が妻と子2人のケース



500万円
×3人

生命保険の非課税枠
1,500万円

※[契約者と被保険者が同一で、死亡保険金(給付金)受取人が相続人の場合]に限ります。

生命保険の場合は、
受取人・受取割合をあらかじめ指定します!

生命保険の場合は、請求後
すみやかに現金化できます!

税務上の取扱いについては、2016年4月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

家族への想い+介護への備え



5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険

どちらが必要になっても
対応できる保険です。

ご家族にしっかり

のこす 死亡保障

介護に そなえる お金

年齢を重ねるにつれて
高まるのが介護のリスク。
できれば一生涯の
介護保障を備えたい方。



要介護状態になると、大きな自己負担額が発生することがあります。

◎介護に要した費用(月額) <公的介護保険サービスの自己負担額を含む>



在宅介護
平均5.0万円



年間**60**万円



施設介護
平均11.7万円



年間**140**万円

◎介護の期間
<要介護状態となった場合に介護が必要と考える期間>

平均**14**年間 (169.4ヵ月)

生命保険の
介護保険金(年金)は、
原則**非課税**で受け取れます!

介護に一生涯 そなえる 介護保障

しくみについては次ページでご説明します。➔

出典:生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」

※現在、お取扱いを休止しております。

ご家族に のこす

加入直後から 一時払保険料以上

所定の要介護状態に
該当しない場合 保障は一生

万一のときは、

死亡給付金 を指定された
受取人の方が受け取れます。



介護に そなえる

公的介護保険制度 **要介護3以上**

要介護状態の **再判定なし**

所定の要介護状態に該当されたときは、

介護終身年金 を 一生受け取れます。

➔ 所定の要介護状態については7・8ページをご覧ください。



【商品のしくみ(イメージ図)】

加入直後から一時払保険料を
上回る死亡保障があります

一時払
保険料

死亡給付金

介護終身年金年額×
(10-介護終身年金を支払った回数)

解約返戻金

▼ 所定の要介護状態に該当した場合

一生の 介護終身年金

一生

要介護度が
改善しても
年金は
支払われ
続けます

介護終身年金お支払い中の
**死亡給付金は、年金を
お支払いした分、減少します。**

(介護終身年金を10回以上お支払いした
場合、死亡給付金はありません。)

介護終身年金を
**お支払いしない場合、
死亡保障は一生続きます。**
(介護終身年金を10回以上お支払いした
場合、死亡給付金はありません。)

一生

▲ご契約日 被保険者が告知(診査)をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日

ご家族が介護資金を請求できます

解約返戻金 について

ご契約後の解約返戻金は徐々に増加し、期間の経過により、**一時払保険料以上**となります。

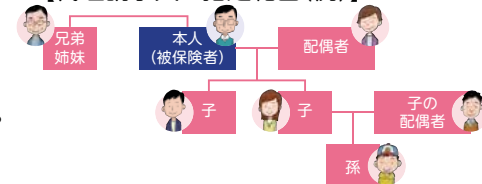


- ・ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料を下回ります。
- ・また、解約返戻金は死亡給付金額が上限となります。
- ・介護終身年金開始後の解約・減額はできません。

代理請求特約

被保険者本人が要介護状態となる等、介護終身年金を請求できない場合、被保険者に代わり、「代理請求人」が年金を請求できます。本商品の場合、死亡給付金受取人が代理請求人となります。

【代理請求人の指定範囲(例)】



※代理請求人の指定には所定の要件があります。詳しくは15ページをご覧ください。

※現在、お取扱いを休止しております。

■お支払事例 介護終身年金年額50万円でご契約の場合

ポイント 死亡給付金と介護終身年金の合計額は、一時払保険料を上回る金額となります。

	お支払いする場合	お支払いする年金・給付金等	お支払金額
CASE 1 のこす	介護終身年金のお支払い前に死亡されたとき	死亡給付金	(年金年額50万円×10) 一時金500万円 (参考) スムーズに現金化 指定した受取人にお支払い
CASE 2 そなえる	所定の要介護状態に該当されたとき	介護終身年金 <small>※介護終身年金を10回以上お支払いした場合は、死亡給付金はありません。</small>	10年間お支払いしたとき 年金年額50万円×10回 総額 500万円 20年間お支払いしたとき 年金年額50万円×20回 総額 1000万円 30年間お支払いしたとき 年金年額50万円×30回 総額 1500万円
CASE 3 のこす そなえる	介護終身年金のお支払い中に死亡されたとき (年金支払回数10回未満)	介護終身年金 + 死亡給付金	[例] 介護終身年金3回支払後、死亡されたとき 年金の累計: 50万円×3回 = 150万円 + 死亡給付金: 50万円×(10-支払3回) = 350万円 総額 500万円
CASE 4	ご契約を解約されたとき	解約返戻金	経過期間に応じた所定の金額 解約返戻金をご自身で緊急時の資金としてご利用いただけます。 解約返戻金額の詳細は、「生命保険ご提案書」をご確認ください。 ⚠ ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料を下回ります。

➡ 介護終身年金は、一時金で受け取ることもできます。詳しくは14ページをご覧ください。

介護終身年金のお支払事由について

被保険者が所定の要介護状態

(以下の①または②)に該当された場合に介護終身年金をお支払いします。

① 公的介護保険制度の「要介護3・4・5」と認定された場合

要介護3

歩行、排せつ、入浴、衣服の着脱などに、多くの介護が必要



要介護4

日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難



要介護5

生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能で、意思の伝達が困難



あるいは

② 明治安田生命が定める要介護状態が180日継続している場合

(1) 常時寝たきり状態で、**a**に該当し、かつ、**b**～**e**のうち2項目以上に該当していること

a

歩行において、他人が体を支える等の直接的な介護を要する状態

b

衣服の着脱において、他人が衣服を着せる等の直接的な介護を要する状態

c

入浴において、他人が体を支える等の直接的な介護を要する状態

d

食物の摂取において、他人が食物を口に運ぶ等の直接的な介護を要する状態

e

排せつの後始末において、他人が汚れを拭き取る等の直接的な介護を要する状態

(2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害が日常のかつ継続的にあり、かつ、**b**～**e**のいずれかに該当していること

※上記について、時間帯や外的環境によって状況が異なる場合には、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。

⚠ 【公的介護保険制度に未加入の場合について】公的介護保険制度に未加入の場合（日本国内に住所を有しない場合や、満40歳以上満65歳未満で公的医療保険制度に未加入の場合など）、要介護認定を受けることができないため、①のお支払事由に該当することはありません。

出典：介護保険法第7条に基づき明治安田生命作成

※現在、お取扱いを休止しております。

健康 介護 に役立つご契約者向けサービスをご用意しています。

※これらのサービスは、2016年5月現在のものであり、サービスの内容・対象は将来変更される場合があります。
※取次・紹介先の事業者が提供するサービスに関する紛争・トラブルにつきましては、
明治安田生命、明治安田システム・テクノロジーは一切の責任を負いません。

健康・医療関連サービス

【MYほけんページ登録*】

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康・医療に関する電話相談を、24時間無料でお受けいたします。提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

24時間妊娠育児相談サービス

妊娠・出産と育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

スポーツクラブ優待利用サービス

全国の提携施設の優待を受けられます。
提供:セントラルスポーツ(株)

郵送検診優待利用サービス

がん、メタボ、ピロリ菌などを簡単に検査できる郵送検診キットを優待価格でご利用いただけます。提供:入交クリエイト(株)

介護・障がい関連サービス

【MYほけんページ登録*】

電話による介護相談

一人暮らしの母の物忘れが激しく心配なのですが…

介護施設の利用を検討していますが、誰でも利用できるのですか？

他県に転居すると、これまで受けていた介護サービスはどうなるのか…

自宅の改修や介護用の器材など、どこで準備すればよいのか…

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が24時間無料でお応えします。
提供:明治安田システム・テクノロジー(株)



電話相談を通じて、介護に関するさまざまなサービスをお取次ぎ・ご紹介いたします。

介護福祉機器購入・レンタル

介護食宅配サービス

安否見守りサービス

住宅改修



※購入代金およびサービス利用料金は、ご利用者負担となります(一部の商品・サービスについては優待を受けられます)。

障がい相談サービス

身体障がいに関するお悩みには社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が電話でお応えします。
提供:明治安田システム・テクノロジー(株)

- リハビリテーション施設の案内
- 障がい者向け就労支援機関の案内
- 障がい者向けサービスの案内

*各種サービスのご利用にあたっては、事前に「MYほけんページ」にご登録ください。ご登録については、明治安田生命ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。ご不明点については、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

あなたのココロとカラダの健康をサポート

健康・医療に役立つ話題や介護費用・介護に関する疑問など、知りたい情報をお届けします。

「MY介護の広場」では介護経験のない方からご家族の介護を行う方まで、多くの方々に役立つ豊富な情報をご提供しています。介護の基礎から、費用についての具体的事例、さまざまな疑問への回答まで、みなさまのご要望にわかりやすくお応えします。



MY介護の広場

インターネットを通じて介護に関する情報を幅広く提供する総合情報サイトです。老後を安心して迎えるためのお金の準備や、頭と体を健康に保つための情報など、誰もが知りたい老後のことを、専門家のコラムや動画などで紹介しています。

介護にはいくらかかる? どのようなサービスが受けられるの?

早わかり! 介護のはなし



介護の現状や公的介護保険制度の概要など、介護の基本的な知識を動画でわかりやすく解説しています。

介護とお金



「予算別事例集」「介護費用の悩み事例集」など、介護とお金にまつわるお役立ち情報が満載です。

介護のそなえ



介護にかかる気になる費用を簡単にシミュレーションしていただけます。

MY介護の広場

検索

<http://www.my-kaigo.com/>

運営:明治安田システム・テクノロジー(株)

ご契約者専用WEBサイト

MYほけんページ

3つのPOINT 簡単 便利 役立つ

簡単

ご契約内容の照会・お手続き・書類のご請求

- ・ご契約内容の照会
- ・住所変更のお手続き
- ・名義変更書類、控除証明書の再発行 など

※一部ご利用いただけない商品があります。

便利

ご契約者専用サービス

- ・24時間健康相談サービス
- ・24時間介護相談サービス
- ・障がい相談サービス など

役立つ

生命保険関連情報

- ・社会保障制度ご説明ブック
- ・生命保険と税金ご説明ブック
- ・保険金・給付金のご請求について など

MYほけんページ登録方法

※明治安田生命カードをお持ちの方はSTEP2で「お持ちの方」を選択ください。
※ご不明点がございましたら明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

STEP1

ホームページから「MYほけんページ」を選択
▶「新規登録」を選択



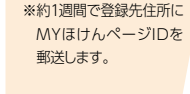
STEP2

「お持ちでない方」を選択



STEP3

必要事項を入力し確認後「登録」を選択
※約1週間後登録先住所にMYほけんページIDを郵送します。



STEP4

MYほけんページID到着後3か月以内にパスワードを登録

※現在、お取扱いを休止しております。



お申込後のお電話によるお問い合わせ窓口

お客さまのアフターフォローはコミュニケーションセンターが担当させていただきます(お申込前の商品内容に関するお問い合わせは、募集代理店までお願いします)。

明治安田生命コミュニケーションセンター

0120-662-332

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜 **9:00～18:00**

土曜 **9:00～17:00**

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま(死亡給付金のご請求は受取人)からお願いいたします。

※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■ 次のような場合は
コミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡給付金受取人がお亡くなりになった場合

死亡給付金受取人が認知症等により、
意思能力がなくなられた場合等、死亡給付金受取人を新たに指定される場合

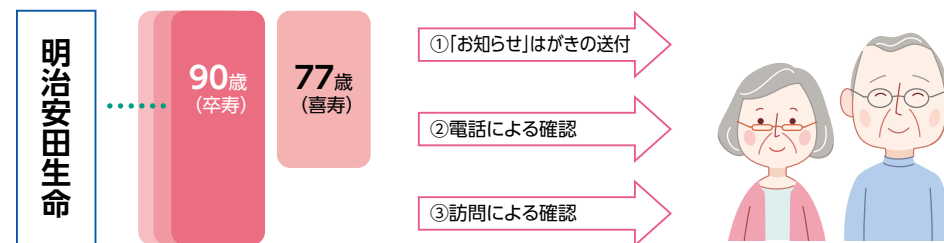
MY長寿ご契約点検制度

確実に保険金等をお受け取りいただくため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

対象となるお客さま 77歳(喜寿)、90歳(卒寿)、99歳(白寿)、108歳(茶寿)、111歳(皇寿)を迎えられるご契約者

制度の概要

- ①「MY長寿ご契約点検制度のお知らせ」を郵送いたします。
- ②お申し出がない場合、明治安田生命コミュニケーションセンターからお電話をさしあげます。
- ③90歳以上のご契約者で、お申し出がない場合、明治安田生命職員が訪問いたします。



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①生命保険証券・保険証券付属書

- ・送付方法:簡易書留
- ・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
- *ただし、お申込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

②生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

- ・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
- ・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険期間中

③明治安田生命からのお知らせ

- ・発送時期:年1回(毎年9～10月頃)

介護終身年金開始時

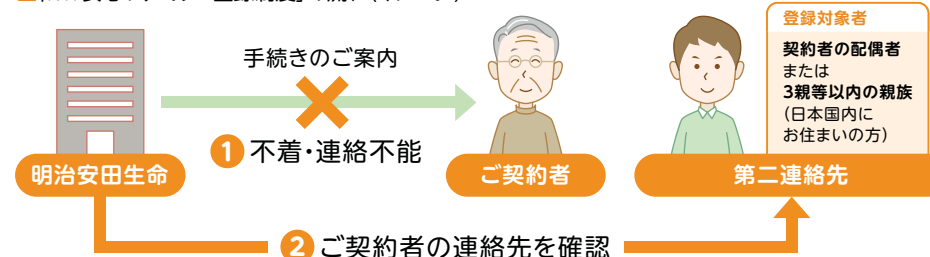
④年金証書

※本案内に掲載している内容は2016年5月現在、郵送を予定しているものであり、将来変更が生じる場合がございますので、ご了承ください。

MY安心ファミリー登録制度(第二連絡先)

明治安田生命からご契約者あての所定の通知物が届かない場合や、大災害発生時等においてご契約者・被保険者と連絡がとれない場合に、ご登録いただいた第二連絡先に連絡し、スムーズなお手続きができるようにします。

■「MY安心ファミリー登録制度」の流れ(イメージ)



第二連絡先の登録方法

保険証券到着後、明治安田生命コミュニケーションセンター(tel 0120-662-332)までお電話でご連絡ください。

※お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いいたします。

※現在、お取扱いを休止しております。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事
きたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要
や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等について
の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり
定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-662-332
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみについて

■ 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険

■ 商品の特徴

この保険は、一生涯にわたる死亡保障と所定の要介護状態に該当された場合の保障をご準備
いただける保険であり、以下の特徴があります。

- ①公的介護保険制度の「要介護3・4・5」等の所定の要介護状態に該当したときは、介護終身年
金を一生涯にわたりお支払いします。
- ②介護終身年金のお支払い前に死亡したときは、介護終身年金年額の10倍の死亡給付金をお
支払いします。
- ③介護終身年金のお支払い中に死亡したときは、所定の死亡給付金をお支払いします。
※第10回の介護終身年金をお支払いした後は、死亡給付金のお支払いはありません。

■ 商品のしくみ

商品のしくみについては5～6ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 年金・給付金のお支払事由

お支払いする 年金・給付金	お支払いする場合	お支払額	受取人
介護終身年金	【第1回の介護終身年金】 被保険者が所定の要介護状態① に該当したとき 【第2回以後の介護終身年金】 第1回の介護終身年金が支払わ れた場合で、被保険者が年金支 払日②に生存しているとき	介護終身年金年額	被保険者
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	介護終身年金年額× (10-介護終身年金を 支払った回数)	死亡給付金 受取人③

- ① 所定の要介護状態について詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。
- ② 第1回の介護終身年金をお支払いする場合に該当した日の年単位の応当日とします。
- ③ 原則、被保険者の配偶者または2親等以内の血族から指定いただきます(6人まで)。
※死亡給付金は、一時支払いのほか、年金支払い、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。



- ・第10回の介護終身年金をお支払いした後は、死亡給付金のお支払いはありません。
- ・死亡給付金をお支払いした後は、介護終身年金のお支払いはできません。

■ 介護終身年金の一時金受取りについて

第1回の介護終身年金支払事由発生日以後、第10回までの介護終身年金および死亡給付金
の支払いに代えて、明治安田生命が定める方法により計算した一時金を請求することができ
ます。

一時金をお支払いした場合、第10回までの介護終身年金および死亡給付金はありません(第11
回以後の介護終身年金は、年金支払日に被保険者が生存している場合に、お支払いします)。



- ・介護終身年金を一時金でお支払いした場合、支払金額の合計が一時払保険料を
下回ることがあります。

■ 年金・給付金をお支払いできない場合

介護終身年金・死亡給付金をお支払いできない主な事由については、19ページの「注意喚起
情報 4 次のような場合には、年金・給付金をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 特約について

代理請求特約

被保険者が受取人となる介護終身年金について、被保険者本人が事故や病気等で寝たきりの状態になる等、ご請求を行う意思表示が困難な場合、所定の方が被保険者に代わって年金をご請求できる特約です。

<代理請求できる方>

第1回の介護終身年金お支払い以前	第1回の介護終身年金のお支払い後
介護終身年金の請求時において、以下のいずれかを満たす死亡給付金受取人	介護終身年金の受取人が、第1回の年金の請求の際に、以下のいずれかの中から指定した指定代理請求人 ※「指定代理請求人」は被保険者の同意を得て、変更することができます。
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の戸籍上の配偶者 被保険者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫等） 被保険者の兄弟姉妹 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めい等） 	

※詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

4 お申込みに際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。

5 配当金・解約返戻金について

■ 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。
- 配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、死亡給付金や解約返戻金をお支払いするときにあわせてお支払いします。
*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。
適用される利率については明治安田生命ホームページ (<http://www.meijiyasuda.co.jp/>) でご確認ください。

■ 解約返戻金

- 保険期間中に解約された場合の返戻金は、ご契約時に確定します。
- ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。

保険料の払込方法・保険期間	一時払・終身
被保険者の契約年齢（保険年齢 ^① ）範囲	40歳～80歳 ※満40歳未満の方はご加入いただけません。 ※市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります。
介護終身年金年額範囲	12万円～1,000万円（1万円単位） ^②
うち告知書扱の年金年額範囲	40歳～49歳：12万円～200万円（1万円単位） ^② 50歳～60歳：12万円～100万円（1万円単位） ^② 61歳～80歳：12万円～50万円（1万円単位） ^②
介護終身年金年額の増額・減額	増額：取り扱いません 減額：取り扱います
契約者貸付	取り扱います ^③
予定利率	毎月、明治安田生命が設定
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱（診査医扱）

- ① 契約日における被保険者の契約年齢（保険年齢）は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢に1歳を加算します。
【例】1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢（保険年齢）は61歳に切り上がります。
- ② 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
- ③ 貸付金額1,000円以上、介護終身年金年額の70%以下の範囲内で取り扱います（1,000円単位）。
※介護終身年金年額、死亡給付金額等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」およびお申込内容必ずご確認ください。

※現在、お取扱いを休止しております。

注意喚起 情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を記載しています。
- 特に、主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。
 - ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号
 - ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名・預金種目、口座番号、口座名義人氏名(カナ・漢字))
 - ③お申込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

- 明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、お申込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)

- 契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されずと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

の場合には、明治安田生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様に、事実をありのままに正確にもれなくお答え(告知)ください。

- 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命および明治安田生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。

- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がなく、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ年金・給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3 保険契約が承諾となった場合、告知(診査)と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知(診査)と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、年金・給付金をお支払いできないことがあります

- 明治安田生命が保障を開始する前に発病した疾病や、発生した傷害を原因とする場合。ただし、ご契約の際の告知等により、明治安田生命がその原因の発生を知っていた場合等には、お支払いすることがあります。
- 免責事由に該当した場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者死亡等）。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合。
- 年金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）や、契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、年金・給付金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 解約・減額と返戻金について

- 第1回の介護終身年金の支払事由発生前であれば、契約者はいつでもご契約を解約・減額することができます。この場合、契約者は返戻金を受け取れます。
※介護終身年金開始後の解約・減額はできません。
- お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金・給付金の支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額が解約・減額の際に払い戻されます。
- 保険契約が解約・減額された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
※解約された場合の返戻金額は死亡給付金額が上限となります。
- 介護終身年金年額の減額は、1万円単位で取り扱います（減額後の介護終身年金年額は12万円以上必要です）。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとして扱います。

6 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
詳細に関するお問い合わせ先：生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・ 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・ 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・ 一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

8 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9 生命保険の税金について

■生命保険料控除について

お申込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお申込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

- ※一時払のため、当該年のみ適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。
- ※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■介護終身年金受取時にかかる税金について

介護終身年金は、身体の傷害等に基づいて被保険者が受け取る場合、その全額が非課税となります。また、被保険者の配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族が代理請求された場合も、お支払いした介護終身年金は、同様に非課税となります。

- ※非課税で受け取った介護終身年金が、被保険者の相続財産として引き継がれる場合は、相続税の課税対象となります。

■解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{解約返戻金} - \text{必要経費(既払込保険料)} - \text{特別控除(50万円を限度とする)} \} \times 1/2$$

- ※他の一時所得と合算します。

■死亡給付金受取時にかかる税金について

契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

- ※契約者と被保険者が同一で、死亡給付金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2016年4月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお支払い、保全手続き、年金・給付金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11 年金・給付金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、年金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

- 被保険者が受取人となる年金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約が付加されているときは、代理請求人または指定代理請求人からご請求いただけます。

- 契約者は代理請求人または指定代理請求人となられる方に対し、「ご契約内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

- この保険はお支払事由が公的介護保険制度に連動しているため、制度の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護終身年金のお支払事由を変更することがあります。この場合、その旨を改正に関する法令の交付の日から6ヵ月以内に契約者にご連絡します。

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。